

1 「消費者施策の展開の方向」の進捗評価

- ・4つの「消費者施策の展開の方向」のうち、「環境に配慮した暮らしづくりの推進」が「目標達成」(A評価)、「安全な商品・サービスの提供による安心の確保」が「順調に推移」(B評価)となっている。
- ・一方、「自ら学び自立する消費者の育成」はC評価で、より一層の推進を要し、「消費者被害の防止と救済」はD評価で、目標達成は困難な状況にある。

<達成状況区分>

区分	達成状況		
A	目標達成		
B	目標達成に向け、順調に推移	B <sup>+</sup>	現状値が目標設定時の指標推移の想定以上であり、目標達成が見込まれる
		B	現状値から判断し、目標達成が見込まれる
		B <sup>-</sup>	現状値に若干の遅れが見られるが、目標達成は十分可能と見込まれる。
C	目標達成に向け、より一層の推進を要する		
D	目標達成困難		
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等		

2 「消費者施策の展開の方向」ごとの目的と指標の達成状況

計画の目標	確かな目で本物を見極め、良質な衣食住の消費生活を実現する消費者、消費者を第一に考え活動する事業者、よりよい消費生活づくりを支援する地域団体等とが互いの連携を深め、活力ある豊かな地域社会「くらしの理想郷“ふじのくに”」の実現を目指します。
-------	--

施策の方向	(1)自ら学び自立する消費者の育成				
目的	確かな目で本物を見極め、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や消費教育の充実を図ります。				
	指標名	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	消費生活相談において消費者が自主的に交渉できるよう助言した割合	(H21) 84.4%	(H24) 74.8%	90%	C

<評価>

- ・消費者に対する学習機会の提供に努めたが、悪質巧妙化する投資勧誘など消費生活相談の内容の複雑・高度化等により、「自主的に交渉できるよう助言した割合」は平成 21 年度から後退し、自ら学び自立する消費者の育成をより一層図っていくことを要する状況にある。

<今後の施策展開>

- ・くらしの理想郷“ふじのくに”の実現のためには、消費者被害の未然防止にあわせて、消費者のよりよい消費生活づくりを支援する必要がある。
- ・「消費者教育推進法」を踏まえた消費者教育推進計画の策定に取り組むとともに、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進できるよう、多様な主体との連携を強化する。

施策の方向	(2)安全な商品・サービスの提供による安心の確保				
目的	商品やサービスそのものの安全の確保、取引や表示の適正化などに取り組むほか、消費者を第一に考え、事業活動を展開する事業者の育成に努めます。				
	指標名	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	食の安全に対する県民の信頼度	(H21) 54.7%	(H25 県政世論調査) 65.4%	66%	B

<評価>

- ・食の安全に関するタウンミーティングの開催などのリスクコミュニケーションを推進した結果、「食の安全に対する県民の信頼度」については、60%以上で推移してきたが、平成 25 年度は目標値を僅かに下回っており、さらなる信頼度の向上を目指して、引き続き食の安全に対する正しい知識の理解普及を進める。

<今後の施策展開>

- ・今後も引き続き、消費者への情報提供・公開、事業者等への監視・指導を実施し、安全な商品・サービスが提供される消費者の安心確保に努める。
- ・消費者が安心して商品を選択できるよう、食品表示の適正化を引き続き推進する必要があるため、事業者等への一層の啓発に取り組むとともに、国や関係機関との連携による監視体制の強化を図り、悪質な事案に対しては厳正に対処していく。

施策の方向	(3)消費者被害の防止と救済				
目的	消費者からの相談への対応等を通じ、消費者被害の発生の防止と、被害者の救済に努めるほか、法令に基づく事業者指導を通じ、適正な事業活動を展開する事業者の育成に努めます。				
	指標名	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	消費生活相談体制が確立された市町の割合	(H21) 48.6%	(H24) 62.9%	100%	D

<評価>

- ・「体制が確立された市町の割合」は 62.9%と目標達成には至らなかったが、既に全ての市町が相談窓口を設置し、住民への対応は行われている。今後も相談対応力の強化が必要。

<今後の施策展開>

- ・県民生活センターでは、高度で専門的な相談への対応や、市町相談員への助言・指導を行うセンター・オブ・センターズとしての機能強化を図るとともに、相談員研修の実施等により市町窓口の体制強化を促進し、県全体の相談対応力を強化する。
- ・特に、高齢者の消費者被害に関しては、消費者団体等と連携したきめ細かな啓発と、高齢者を家庭や地域で支える見守り者との連携を強化する。

施策の方向	(4)環境に配慮した暮らしづくりの推進				
目的	静岡県環境基本計画に基づき、県民総参加のもと、環境に配慮したライフスタイルを推進します。				
	指標名	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	一般廃棄物排出量(1人1日当たり)	(H21) 1,012g	(H24) 962g	974g以下	A

<評価>

- ・環境に配慮した暮らしづくりは、おおむね順調に進んでいる。

<今後の施策展開>

- ・県民一人ひとりが、家庭、事業所、地域のそれぞれの場面で 3 Rに取り組む県民総参加の運動を展開するとともに、資源として利用できない廃棄物の適正処理を推進していく。
- ・東日本大震災をきっかけに省エネや節電等の環境保全の取組が進んだが、時間の経過による意識の希薄化等に伴う温室効果ガス排出量の増大が懸念される。このため、省エネ・節電の普及啓発に努め、県民や事業者が自ら行う地球温暖化防止の取組を促進する。